

## 2月企画運営委員会次第

日 時 平成28年2月18日(木)14:30～

場 所 神奈川県社会福祉会館4階第3研修室

### 1 理事長挨拶

### 2 議事録署名人の選任について

### 3 議題

(1) 理事会の開催概要について

(2) 平成28年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について

(3) その他

### 4 報告事項

(1) 全保協情報 15-24 15-25

(2) 部会からの報告

(3) 地域からの報告

(4) その他

### 5 閉 会

○ 3月企画運営委員会(予定)

平成28年3月8日(火)14:30～ 神奈川県社会福祉会館会議室2階第2会議室

○ 3月定時総会(予定)

平成28年3月8日(火)16:00～ 神奈川県社会福祉会館会議室2階第2会議室

○ 4月企画運営委員会(予定)

平成28年4月14日(木)14:30～ 神奈川県社会福祉会館会議室

○ 4月定時総会(予定)

平成28年4月23日(土)11:10～ 神奈川県社会福祉会館4階第1.第2研修室

## 一般社団法人神奈川県保育会理事会次第

日 時 平成28年2月18日(木)13:00 ~

場 所 県社会福祉会館 1階 第3会議室

### 1 理事長挨拶

### 2 議事録署名人の選任について

### 3 議 題

- (1) 平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画案及び予算案について
- (2) 3月定時総会開催通知について
- (3) 第50回神奈川県保育事業大会の開催について
- (4) その他

### 理 事 会 名 簿

職 名	氏 名	備 考
理事長	萩原敬三	
副理事長	宮田丈乃	
副理事長	伊澤昭治	
副理事長	都築顕道	
理 事	岩澤貞之	
理 事	高木睦子	
理 事	三崎たずる	
理 事	山本昇	
理 事	真壁洋道	
理 事	藤田理恵	
理 事	渡部俊賢	
理 事	富田知敬	
監 事	小川晃	
監 事	中島光子	

平成 28 年 2 月 22 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

平成 28 年 3 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会  
の開催について(通知)

春寒の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、当会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、2月18日の企画運営委員会において、総会提出議案が了承されましたので、会員の皆様に、議案をご送付申し上げます。

年度末の何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、3月1日(火)までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 8 日(火)16:00～
- 2 会 場 神奈川県社会福祉会館 2階 第2会議室
- 3 議 題
  - (1) 平成 28 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
  - (2) その他
- 4 その他
  - ・ 同封いたしました総会資料は、総会までの間に、情勢の変化等により文言等の修正や追加議題が発生する場合も考えられますので、ご了承ください。
  - ・ 総会の会場では、14:30～16:00 まで、企画運営委員会を開催しておりますので、開会時間までの間は、大変恐縮ですが適宜お待ちください。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

(Fax 番号 045-311-1837)

## 総会出席確認書及び委任状

平成28年3月8日(火)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議事等の決定については、①議長 又は、

② \_\_\_\_\_ (市又は町) \_\_\_\_\_ 保育園 \_\_\_\_\_ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏 名 \_\_\_\_\_

保育園名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

(会場準備等の都合により、3月1日(火)までに事務局あてにご返送ください。)

平成 27 年度

一般社団法人神奈川県保育会

# 総 会 資 料

日 時 平成 28 年 3 月 8 日 (火)

16:00~

場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階

第 2 会議室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

# 総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人の選任
- 5 議 事

## (1) 議 案

平成28年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について . . . . . 1

- 6 質 疑
- 7 閉 会

## <参考資料>

- I 平成27年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿
- II 一般社団法人神奈川県保育会定款

## ＜議案＞

### 平成28年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について

#### 平成28年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画

##### 1事業計画

平成27年度より「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子どもの子育て支援の質・量の拡充を図る」とする「子ども・子育て支援新制度が」施行され、法の趣旨を踏まえ、新たな給付の仕組みの下で、保育現場では鋭意取り組みの推進を図っています。

保育所等は、園に通う子ども達の健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子供や親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要があります。

このような状況の中で、当会は、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請や新しい制度に対応できる保育会の姿を模索しながら、神奈川県保育士会や神奈川県、他団体との密接な連携のもと、積極的な事業運営を推進していきます。また、国や神奈川県、県内各市町村等の動向を常に目を向け、情報収集等を行い、必要に応じて当会としての意見表明や要望活動を積極的に実施していきます。

平成28年度は関東ブロック保育協議会等が主催する第57回関東ブロック保育研究大会が神奈川県で開催されることから、関係機関による大会委員会を設置し開催に向けての準備を行っていきます。

また、平成29年度以降の県補助金の見直しにむけての新たな事業展開、人材確保、事務所の移設等についての検討を行います。

##### (1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する様々な動向を把握し、必要な情報を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努めます。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策等に反映させるため、神奈川県等との連携を強化し、必要に応じて意見表明や要望活動を実施していきます。

##### (2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育所等は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもへの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まっています。これらに応えていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極

的にこれを支援していきます。

### (3) 研修事業の体系的実施

保育会の本来的な役割を確認しながら、園長研修、保育士等の職員研修のあり方を検討し、今まで以上に保育現場で生かせる研修を目指して検討・実施していきます。

また、保育の質の向上、潜在保育士や保育補助員を含めた保育士の育成と人材の確保に向けて、他関係機関との連携を取りながら、それぞれの保育所等で活用できる様な研修内容の充実に努めます。

### (4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化の中で、保育事業の諸課題について、保育現場の新しい取り組み等を発表する場を通し、より質の高い保育を目指し、保育所等相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰します。

### (5) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上、さらには職員の意識改革のために役立てていきます。

保育園利用者相談事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組み、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き検討していきます。

### (6) 保育会組織のあり方

平成28年度は理事会のもと、今後の事業展開、保育士の人材確保のあり方や保育会事務局の主たる事務所の位置などを重点的に検討していきます。

保育会組織、「民間保育部会(民間園長会)」、「公立保育部会(公立園長会)」、「青年部会」、「保育士部会」はそれぞれの機能に応じた課題を適宜検討・実施していきます。

地区代表により構成される企画運営委員会は、「全体会」と「各種委員会」に区分し、各種委員会には、「総務委員会」、「予算対策委員会」、「研修委員会」、「広報委員会」、「調査研究委員会」から構成し、それぞれの機能に応じた事業を、より効率的な内容に見直しながら、年間を通じて計画的に実施していきます。

専門分野の課題を検討するため、「表彰選考委員会」、「相談対応委員会(保育園利用者相談室)」を置いて、それぞれの課題等を、理事長の諮問に応じて検討実施していきます。

保育会及び保育士会事務局等のあり方についても、お互いに連携・協力しながら検討し、効率的な事務局運営に努めていきます。



これらの様々な保育組織の検討状況や成果については、理事長及び理事会に定期的に報告し、企画運営委員会(全体会)や「保育かながわ」等を通じて、会員にお知らせしていきます。

## 2 会議等の開催

- (1) **総会** 事業計画案、予算案、事業報告、決算その他重要事項を協議するため、定時総会を2回開催し、必要に応じ臨時総会を開催します。
- (2) **理事会** 当会運営上の重要事項・懸案事項等を検討し、総会や企画運営委員会への提出議案の作成等を行うため、必要に応じ開催します。
- (3) **企画運営委員会** 当会の重要事項をはじめ、諸課題について協議を重ね、的確な事業執行を図るため、全体会を原則月1回開催します。  
各種委員会は、それぞれの機能に応じ開催します。
- (4) **専門分野別委員会** それぞれの機能に応じて適宜開催します。

## 3 企画運営委員会各種委員会が実施する事業

### (1) 総務委員会

事業計画案、予算案、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理を行います。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月23日(土)]
- ② 県市町村児童福祉主管課長と委員との連絡協議会 [8月25日(木)]
- ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月2日(金)]
- ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営
- ⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること

### (2) 予算対策委員会

国に対する保育事業の充実強化や補助制度の改善等の要望を、全国保育協議会と協力し推進します。

また、県行政当局には、保育制度運営上の問題点、助成の改善等、保育の質を高めるための要望活動等を行います。

### (3) 研修委員会

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、管理職の専門性及び保育士等の資質を高めるため、次の研修を実施します。

#### ① 保育の考え方 保育の基礎を学びあう

(保育を奏でることで子どもの立場に立った保育の基本に戻り、職員の意識の向上を図ります。)

② 保育所の健康について 体力づくり 今の子どもは大丈夫？

(子どもの体力の低下を検証し、体づくりを考え健康的な生活を送ることで病気を未然に防ぐ、生活習慣の見直します)

③ 保育の姿と保育所指針を学ぶ

(新制度と保育指針の改定に向け、保育所の役割を見直し知識を高めます)

④ 食育研修

(食育の役割と位置づけ、健康と安全について、家庭、地域との連携を図り食育活動に取り組みます。)

⑤ 未病対策(予定)

県保健福祉局と連携し未病対策についての研修等を行います。

**(4) 広報委員会**

当会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため、広報紙「保育かながわ」を年2回発行し、会員、行政、関係団体に配布します。

**(5) 調査研究委員会**

保育制度に関する諸課題や先進事例等の調査研究を行い、活用を図ります。

① 事業大会の発表部門における指針及びまとめ全般

② 関東ブロック保育研究大会及び全国大会の総括

③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究・提案等

また、行政に政策提言等を行うために会員への実態調査を行います。

**4 専門分野委員会**

次の委員会を設け、理事長の諮問に応じて、会議を開催して活動を行います。

**(1) 表彰選考委員会**

全国保育協議会会長表彰及び県保育会理事長表彰の該当者の選考を行い、被表彰候補者を決定して理事長に報告するため、随時委員会を開催します。

**(2) 保育園利用者相談室**

希望する会員を対象に、保育園の利用者等からの相談を年間を通じて受け、該当保育園との斡旋・調停を行うことによって、保育園との信頼関係を向上させ、職員の意識改革にも役立たせます。

相談への対応や第三者委員との調整、研修会の企画・実施、参考図書を選定・配布等の事業運営については、運営委員会が中心になって活動を行っていきます。

## 5 関東ブロック保育研究大会大会委員会

平成28年度に神奈川県で開催される関東ブロック保育研究大会の大会委員会を関係機関とともに設置し準備作業を行っていきます。

(神奈川県、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県保育士会、神奈川県保育会)

## 6 その他の事業

### (1) 全国保育研究大会等への参加

- 関東ブロック保育研究大会 [7月7日(木)～7月8日(金)箱根町、小田原市]
- 関東ブロック保育事業連絡協議会 [9月1日(木)～9月2日(金)新潟市]
- 全国保育研究大会 [10月12日(水)～14日(金)徳島県]

## 7 関係団体への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに、保育士養成校の実習に協力し有能な保育士の育成を図ります。

## 平成 28 年度月間行事予定表案

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○表彰選考委員会(7日/木)</li> <li>○27年度監査(7日/木)</li> <li>○企画運営委員会(14日/木)</li> <li>○第50回保育事業大会(23日/土)</li> <li>○定時総会(23日/土)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県社協新任保育士激励会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画運営委員会(19日/木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全保協協議員総会(13/金)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全保協会長表彰選考委員会</li> <li>○企画運営委員会(9日/木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関東ブロック会長会議(2～3日)箱根町</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関東ブロック保育研究大会 (7～8日)箱根町、小田原市</li> <li>○企画運営委員会(21日/木)</li> </ul>	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県市町村児童福祉主管課長と委員との 連絡協議会(25日/木)</li> <li>○企画運営委員会(25日/木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立保育所トップセミナー(26～27日)新横浜</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算対策協力金活動開始</li> <li>○研修会</li> <li>○「保育かながわ」86号発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関東ブロック保育事業連絡協議会 (1～2日)新潟市</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画運営委員会(20日/木)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国保育研究大会(12～14日)徳島県</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国保育士会研究大会(16～18日) 神戸市</li> <li>○日保協会全国保育所・所長研修会 (18～20日)</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画運営委員会(2日/金)</li> <li>○保育の日前夜祭(2日/金)</li> <li>○保育園利用者相談室研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神奈川県保育のつどい(3日/土)</li> <li>○全国保育組織正副会長会議</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画運営委員会(12日/木)</li> <li>○新年懇親会(12日/木)</li> <li>○研修会</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画運営委員会(9日/木)</li> <li>○研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全保協保育所長集中講座</li> <li>○関プロ保育士の専門性を高める研修会(中旬) 山梨県</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画運営委員会(9日/木)</li> <li>○定時総会(9日/木)</li> <li>○「保育かながわ」87号発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全保協協議員総会(中旬)</li> </ul>

平成28年度一般社団法人神奈川県保育会予算(案)一般会計  
(自)平成28年4月1日～(至)平成29年3月31日

(単位:円)

〔収入の部〕

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
会費	7,610,000	7,610,000	0	
会員会費	5,430,000	5,430,000	0	会員300園
相談室会費	1,680,000	1,680,000	0	
準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金	3,127,000	3,627,000	△ 500,000	
県補助金	2,577,000	2,577,000	0	事業費
県社協補助金	550,000	550,000	0	
共同募金補助金	0	500,000	△ 500,000	
事業収入	2,200,000	2,200,000	0	
諸研修会収入	1,000,000	1,000,000	0	評価、メンタルヘルス、制度、危機管理、食育等
行事収入	1,200,000	1,200,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入	1,850,000	1,850,000	0	
予対協力金収入	1,500,000	1,500,000	0	
保険会社協力収	350,000	350,000	0	AIU
雑収入	451,000	451,000	0	
雑収入	450,000	450,000	0	図書販売、全保協組織推進費等
預金利子	1,000	1,000	0	
取崩収入	300,000	600,000	△ 300,000	
積立金取崩収入	300,000	600,000	△ 300,000	
繰越金	650,000	650,000	0	
繰越金	650,000	650,000	0	
合 計	16,188,000	16,988,000	△ 800,000	

〔支出の部〕

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
管理費	7,020,000	7,020,000	0	
人件費	6,450,000	6,450,000	0	給与、手当、法定福利費、アルバイト
旅 費	20,000	20,000	0	
福利厚生費	50,000	50,000	0	傷害保険(団体の管理下参加委員)
消耗品費	100,000	180,000	△ 80,000	コピー・印刷費・事務用品等
通信・運搬費	150,000	150,000	0	
慶弔費	150,000	150,000	0	
雑費	20,000	20,000	0	
手数料	80,000	0	80,000	役員登記他
総務費	870,000	870,000	0	
総会費	60,000	60,000	0	総会資料等
会議費	200,000	200,000	0	企画運営委員会・各部会・理事会等
委員会旅費	450,000	450,000	0	
連絡調整費	160,000	160,000	0	関係団体祝金等
事業費	3,580,000	3,730,000	△ 150,000	
県大会費	600,000	700,000	△ 100,000	県保育事業大会・分科会資料等
関プロ全国大会費	300,000	350,000	△ 50,000	関プロ派遣・連絡協議会等
諸行事費	1,300,000	1,300,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
相談室運営費	1,100,000	1,100,000	0	
会報発行費	180,000	180,000	0	保育かながわ86・87号
ホームページ経費	100,000	100,000	0	
研修・研究費	1,350,000	1,350,000	0	
研修費	1,300,000	1,300,000	0	メンタルヘルス、制度、危機管理、食育等
調査研究費	50,000	50,000	0	
活動費	350,000	400,000	△ 50,000	
予対活動費	300,000	350,000	△ 50,000	全保協納入等
専門委員会活動費	50,000	50,000	0	
関プロ開催準備費	0	600,000	△ 600,000	
関プロ開催準備費	0	600,000	△ 600,000	
負担金・補助	3,004,000	3,004,000	0	
全保協・関プロ	1,650,000	1,550,000	100,000	
県社協	250,000	250,000	0	
事務所使用料	54,000	54,000	0	
保育のつどい	50,000	50,000	0	
保育士会	1,000,000	1,100,000	△ 100,000	
予備費	14,000	14,000	0	
予備費	14,000	14,000	0	
合 計	16,188,000	16,988,000	△ 800,000	

一般社団法人神奈川県保育会予算 特別会計  
 (自)平成28年4月1日～(至)平成29年3月31日

第57回 関東ブロック保育研究大会 予算

明細

収入の部		単位:円	
参加者負担金	12,000,000	参加者負担金	@10,000円*1,200人
神奈川県負担金	2,000,000	平成28年度当初予算	
関ブロ都県市負担金	1,400,000		@100,000円*14
関ブロ会長会負担金	200,000		
全保連負担金	50,000		
神奈川県共同募金会補助金	1,000,000		
県保育会負担金	1,000,000		
県保育士会負担金	200,000		
雑収入	4,300,000	協賛金等	スタッフ宿泊費150人×10,000円
計	22,150,000		

支出の部		積算	保育会執行	JTB
会議費	1,000,000	大会委員会開催経費 6回 60,000 実行委員会開催経費 8回 240,000 部会等開催経費 10回 100,000 大会運営委員会 100,000 処理委員会 400,000 会長会 100,000		
会場費	7,500,000	全体会・分科会会場使用料 付帯設備・器具使用料 看板・サイン作成費 大会運営総合コーディネイト 警備料 シャトルバス	1,000,000 167,000	4,550,000 733,000 1,200,000 450,000 400,000*
印刷製本費	2,740,000	開催要綱 8000部 37.5円/部 大会資料 1500部 500円/部 参加者名簿 1500部 106円/部 大会報告書 1500部 320円/部 運営マニュアル 200部 次年度開催挨拶チラシ 1500枚 参加証・領収証・お弁当引換券・資料引換券	167,000 300,000 750,000 160,000 480,000 70,000 780,000	200,000 980,000
報償費	1,500,000	記念講演講師謝金 350,000 司会者謝金 50,000 オープニングアトラクション出演者 分科会助言者謝金 750,000	1,760,000	
事業費	3,300,000	参加者記念品 500円、1200人 600,000 係員弁当 1,500円400食 600,000 係員ユニホーム2000円/200着 400,000 係員宿泊費 7000円150人 1,050,000 お土産、花束 200,000 雑費 450,000	3,300,000	
通信運搬費	400,000	要綱、報告書郵送 200,000 器材、人員運送 200,000	200,000 200,000	
旅費	1,500,000	議長、助言者、役員等宿泊交通費 1,500,000	1,500,000	
委託料	970,113			970,113
運営人件費	90,000			90,000
営業管理費	1,281,300			1,281,300
事務費	1,000,000	アルバイト雇用 500,000 消耗品、振込手数料等 500,000	1,000,000	
全国大会派遣費	300,000		300,000	
予備費	568,587		568,587	
計	22,150,000		11,495,587	10,654,413
			22,150,000	

<参考資料>

I 平成27年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

II 一般社団法人神奈川県保育会定款

平成27年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

H27.4.1 現在

1 理事

職名	氏名 (市町・保育園名)	担当
理事長	萩原 敬三 (伊勢原市・大原保育園)	
副理事長	宮田 丈乃 (横須賀市・長井婦人会保育園)	理事長職務代理者 総務部会総括
〃	伊澤 昭治 (藤沢市・五反田保育園)	事業部会総括 相談室運営委員長
〃	都築 顕道 (小田原市・山王保育園)	青年部会総括
理事	渡部 俊賢 (横須賀市・和順保育園)	総務委員長 相談室運営委員
〃	高木 睦子 (横須賀市・長岡保育園)	予算対策委員長
〃	三崎 たずゑ (綾瀬市・つぼみ保育園)	研修委員長
〃	山本 昇 (秦野市・やまゆり保育園)	広報委員長
〃	岩澤 貞之 (茅ヶ崎市・中海岸保育園)	調査研究委員長
〃	冨田 知敬 (鎌倉市・オレンジ)	青年部会長
〃	藤田 理恵 (厚木市・岡田保育園)	研修副委員長 相談室運営委員
〃	真壁 洋道 (平塚市・真土すばる保育園)	予算対策副委員長

2 監事

職名	氏名 (市町・保育園名)
監事	小川 晃 (茅ヶ崎市・松林保育園)
〃	中島 光子 (寒川町・旭保育園)

※ 任期は、平成26年4月26日から2年間。

# 一般社団法人神奈川県保育会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡4番地の2に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかわる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員
  - (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
  - (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所
2. 準会員
  - (1) 神奈川県保育士会
  - (2) 総会で特に認められた団体
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。



(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。

3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。

4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。

2. 解散したとき。

3. 会費を2年以上滞納し、支払いに応じないとき。

4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

### 第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べるができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員の設定等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
  2. 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時ま

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築	融光
設立時理事	宮田	丈乃
設立時理事	相馬	宣正
設立時理事	楯居	祐三
設立時理事	萩原	敬三
設立時理事	石塚	達義
設立時理事	高木	睦子
設立時理事	大塚	哲朗
設立時理事	山本	昇
設立時理事	小磯	英次
設立時監事	小川	晃

設立時監事 石野美保子

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 神奈川県小田原市  
氏名 都築 融光
- 2 住所 神奈川県横須賀市  
氏名 宮田 丈乃
- 3 住所 神奈川県中郡二宮町  
氏名 相馬 宣正
- 4 住所 神奈川県鎌倉市  
氏名 榊居 祐三
- 5 住所 神奈川県伊勢原市  
氏名 萩原 敬三

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同  
宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 榊居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作  
成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに  
電子署名する。

平成 21 年 11 月 6 日

設立時社員 都築 融光  
同 宮田 丈乃  
同 相馬 宣正  
同 榊居 祐三  
同 萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区  
行政書士 永井 隆一

平成 28 年 2 月吉日

各保育園（所）長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三  
(公印略)

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による  
被表彰者のご推薦について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴職及び所属職員の方で該当される方がおられましたら 4 月 4 日（月）までにご推薦くださりますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、公立の保育園につきましては、各市・町の担当課にも推薦依頼通知を送付いたしますことを申し添えます。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定等のとおり
- 2 表彰の時期 平成 28 年 4 月 23 日（土）第 50 回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を別途通知いたします。
- 5 問い合わせ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel.045-311-8754

※ 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人神奈川県保育会事務局

## 一般社団法人神奈川県保育会会員規程

(表彰)

- 第12条 理事長は、保育事業に功労のあった者に対して、その功績を讃え、労をねぎらうため、表彰を行うものとする。
- 2 会員は、神奈川県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として、15年以上勤務し、かつ功績顕著であると認められる者を、定められた期日までに推薦するものとする。
  - 3 表彰は、理事長が保育事業大会において、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。
  - 4 会員から推薦のあった表彰対象者については、本会に表彰選考委員会を設置して、被表彰者を選考して決定する。

### [取扱い事項]

- 育児休業及び介護休業の期間についてもこれを勤続年数に参入するものとします
- 「保育所」以外の施設の勤務期間は、同じ職種であっても「勤続年数」に入りません
- 保育所間（神奈川県内に限る。）の異動がある場合は通算してください。
- この表彰を1度受けられた方は、対象となりません。
- この表彰の受賞は、原則として全国保育協議会会長表彰の推薦条件としておりますので、園長におかれても漏れのないようご注意ください。



## 平成28年度保育事業永年勤続表彰者推薦書

				平成28年4月1日現在	
ふりがな				昭和 年 月 日生	
氏名					
ふりがな				職名	
施設名 (勤務先)					
施設の住所	〒				
	TEL - -		FAX - -		
勤続年月数 ※	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数	施設名	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
		現在に至る			
		(通算合計)		年 カ月	
備考					
平成28年 月 日					
推薦者職氏名				印	

※ 勤続年月数＝他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。

平成 28 年 2 月 18 日

企画運営委員 各位

保育事業大会研究発表原稿募集について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 23 日（土）に行います第 50 回神奈川県保育事業大会の研究発表  
について原稿の募集をいたします。

ご多用中恐縮ですが、分担割担当地区の方は研究発表代表者へ、別紙研究発表連絡票  
（事前調査）の提出をお願いいたします。

また、フリーテーマにおいて募集もおこなっておりますので、希望者がおりましたら、別  
紙研究発表連絡票（事前調査）にご記入のうえ、2 月末日までに FAX にてご提出ください。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人 神奈川県保育会  
Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

神奈川県保育会 FAX 045-311-1837

平成 28 年度 神奈川県保育事業大会 (平成 28 年 4 月 23 日 (土))

(意見) 研究発表 連絡票 (事前調査) 締切 2 月末日

月 日 報告者名 \_\_\_\_\_

**第一会場** ・新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～ (横須賀・小田原)  
・フリーテーマ

**第二会場** ・保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～ (鎌倉・厚木)  
・フリーテーマ

**第三会場** ・公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割 (海老名・秦野)  
・フリーテーマ

タイトル \_\_\_\_\_

サブタイトル \_\_\_\_\_

所属組織 \_\_\_\_\_

(代表者連絡先)

保育園名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

※発表時の機材利用について

スクリーン・プロジェクターについては本会にて手配いたします。

パソコンについて、台数がないので各自持参願います。やむを得ず持参いただけない場合は、事務局にご相談下さい。なお、バージョンによっては、対応できない場合がありますのでご了承下さい。

☆下記に使用予定ソフト・OSをご記入下さい。

(例)・使用ソフト (パワーポイント 2013 (音声あり))・パソコン用OS (Windows8.1) 等

使用ソフト ( )

パソコン用OS ( )

その他 ( )

## 神奈川県保育事業大会研究発表・討議

### 1. 意見発表について

発表時間は1発表30分以内とし、その後質疑応答となります。

### 2. 原稿等について

原稿作成要領を参考にして下さい。

### 3. 提出方法について

原稿・別資料とも原則電子データにて事務局宛に送付してください。  
やむを得ずメール利用が難しい場合は、事務局にご相談ください。

### 3. 意見発表原稿の提出期限

平成28年4月1日（金）

### 4. 提出・問い合わせ先

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人 神奈川県保育会  
TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837  
メールアドレス kenho@hoiku.kanagawa.jp

研究発表原稿作成要領

1 様式等

- ・使用ソフト           Word (ワード) ※バージョンは問いません。
- ・原稿                    A4判 縦長 横書き 4頁  
                               ※A4版・4頁を超える場合は、「別資料」として作成してください。  
                               当日会場にて配布いたします。
- ・余白設定               上20mm・下18mm・右20mm・左20mm
- ・文字数                   48字×34行
- ・書体、文字サイズ    明朝体 / 10.5ポイント程度

2 原稿作成上の留意点

- ・1ページ目は、7行目から都縣市町村名、保育所(園)名、発表者職氏名を、11行目から保育所の概要及び市町村概要を記載して下さい。
- ・その下2行分のスペースをとり、17行目から「はじめに」の文章を書き始めて下さい。
- ・2ページ目以降は、1行目からお書き下さい。

※ 記載例

テーマ —サブテーマ—										
(7行目から) → 県・市・保育園名 役職・氏名										
保育所の概要← (11行目から)										
定員	名	現員	名	職員総数	名	設立年月日	昭和	年	月	日
設置市町村概要										
人口	人	保育所数	カ所	(公)	カ所	(私)	カ所			
1 はじめに← (17行目から)										
.....										
.....										
2 .....										
.....										

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・保育士確保集中取組キャンペーンが始まりました…………… 1
- ・教育・保育施設長専門講座 平成27年度「リカレント研修会」参加申込受付中…………… 2

## ◆保育士確保集中取組キャンペーンが始まりました◆

平成29年度末までの待機児童解消を目指し、現在、「待機児童解消加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)による保育の受け皿の拡大を図るとともに、この確実な実施に向けて、昨年1月には「保育士確保プラン」が策定されるなど、保育を支える保育士確保のためのさまざまな取組が厚生労働省において進められています。

一方、加速化プランにより平成26年度は約15万人分の保育の受け皿が確保されましたが、平成27年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、保育士の有効求人倍率は、全国平均が2.09倍(平成27年11月時点)、最も高い都道府県においては5倍を越すなど、保育士確保が急務となっています。

このため、本年4月の保育士確保に向けて、この1～3月まで「保育士確保集中取組キャンペーン」が実施されます。

具体的には、国としてリーフレットを活用した未就業保育士等への呼びかけ、SNSを活用した情報発信、ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトの集中的支援を推進することとしています。都道府県段階においても、未就業保育士に対する保育士・保育所支援センターへの登録やハローワークへの求職申込の呼びかけ、保育士の確保が困難な状況にある保育所等への働きかけ等に取り組むものとされています。

詳細は、以下のURLからご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000108125.html>

## ◆教育・保育施設長専門講座平成 27 年度「リカレント研修会」

### 参加申込受付中◆

本会では平成 12 年度より、全国の保育所長を対象とした生涯学習の一環として、保育および地域子育て支援に関する専門性の開発と、地域におけるリーダー養成のため、保育所長専門講座を実施し、平成 27 年度からは「教育・保育施設長専門講座」と改称し、一層の推進を図っているところです。

本研修会では、教育・保育施設長専門講座修了者ならびに主任保育士・主幹保育教諭特別講座修了者、「保育活動専門員」認定者、全国保育協議会協議員を対象に、さらなる保育の質の向上にむけたフォローアップのため、「リカレント」研修会を開催いたしており、今年度は下記により実施します。

開催要項は、会報「ぜんほきょう」12 月号に同封して、全ての会員施設にお送りしておりますが、まだ定員に余裕がございますので、ぜひ多くの関係者のご参加を賜りたく、ご参加の検討をいただきますようお願い申し上げます。

1. 日 時 平成 28 年 2 月 1 日（月）～2 日（火）
2. 会 場 全国社会福祉協議会 5 階「第 1～2」会議室  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
TEL. 03-3581-6503
3. 参加費 会員 20,000 円
4. 申込締切 平成 28 年 1 月 18 日（月）  
※当初 1 月 13 日（水）までとしていたものを延長いたします。  
※ご参加にあたりご提出いただく事前課題（A4 用紙 2 枚）は、1 月 25 日（月）  
をご提出締切日とさせていただきます。
5. 内容等 本研修では平成 27 年 4 月 1 日より施行された「子ども・子育て支援新制度」  
を踏まえ、次年度以降、法人・施設で求められる対応についての講義や参加  
者によるグループ討議により理解を深めます。また、「新時代のリーダー・経  
営者に求められる考えとは」と題して、中国古典研究者の守屋淳氏より、中  
国古典を紐解きつつ、これからのリーダー・経営者に求められる考えについ  
て講義いただきます。  
全国保育協議会ホームページの「研修・大会等案内」ページに開催要項を掲  
載しています。詳細は開催要項でご確認ください。  
<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

【お問合せ先】 全国保育協議会事務局（担当：荒井、山本）  
TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度公定価格（案）が示される～子ども・子育て会議（第 27 回）、  
基準検討部会（第 30 回）合同会議開催～…………… 1
- ・保育所保育指針改定検討（乳児保育、3 歳未満児の保育について）  
～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 2 回）報告～…………… 5

## ◆平成 28 年度公定価格（案）が示される◆

～子ども・子育て会議（第 27 回）、基準検討部会（第 30 回）合同会議開催～

平成 28 年 1 月 26 日、子ども・子育て会議（第 27 回）、基準検討部会（第 30 回）合同会議が開催され、議事（1）平成 28 年度予算案、平成 27 年度補正予算について（内容は、全保協ニュースNo.15-22・23 で既報）、（2）公定価格の対応について、（3）子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要について、事務局から説明がありました。

（2）・（3）の主な内容については、それぞれ後述の通りです。

提案された「公定価格の対応」について、各委員からは特段の異論等は挙げられませんでした。喫緊の課題である保育士確保に向けて、処遇の向上とともに長く働くことのできる職場を実現するための給付充実を求める声がありました。

当日会議の資料については、下記内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

○子ども・子育て会議（第 27 回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第 30 回）合同会議

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

議事（2）公定価格の対応について ※主な内容を抜粋。一部、全保協事務局注追加。

### ①平成 27 年度国家公務員給与改定に伴う対応の具体的な取扱いについて

#### 1. 対応方針（案）



- 平成 27 年度においては補正予算により（事務局注：引き上げ分の）財源を確保した上で、4 月 1 日に遡及して新単価を適用。  
→・改定の影響を受ける公定価格項目について個々の見直しに代えて、すべての項目について、引き上げ率を一律に乗じたものを新単価とする取扱いとする。
- 平成 28 年度の単価については、改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式により、単価改定を実施する（資料 2-2「平成 28 年度公定価格単価表（案）」参照）。

## 2. 平成 27 年度中の公定価格単価の引き上げ率

- 1 号の施設型給付に係る公定価格 1. 4 9 %
- 2・3 号の施設型給付及び地域型保育給付に係る公定価格 1. 2 9 %

※会議当日は、「引き上げ率については、各公定価格項目の積算上の人件費から機械的に算出をしている」との説明がされた。

## ②賃借料加算の充実

- 現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

【見直し後の単価例】

（保育所：A 地域：都市部）

定員区分	現行 公定価格単価	年額	見直し後単価	見直し後年額
20 人	6,500 円	1,560 千円	16,800 円	4,032 千円
21 人～30 人	4,500 円	1,620 千円	11,700 円	4,212 千円

（小規模保育事業 A 型：A 地域：都市部）

定員区分	現行 公定価格単価	年額	見直し後単価	見直し後年額
6 人～12 人	4,100 円	590 千円	21,500 円	3,096 千円
13 人～19 人	5,200 円	1,186 千円	27,300 円	6,224 千円

<事務局注：参考>特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（通知）（平成 27 年 3 月 31 日）（別紙 2 保育所）

### 7 賃借料加算

#### （1）加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

（ア）保育所の用に供する建物が賃貸物件であること（注）

（イ）（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

（ウ）「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃賃による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

### ③チーム保育推進加算の創設

#### ○加算の趣旨

- ・ チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・ 厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことのできる環境の整備を促進する。

#### ○加算の概要

- ・ 以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
  - ① 必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置
  - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
  - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上\* …\*私立保育所全体の10.6%が対象と推計
  - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

### ④私立幼稚園の新制度移行に係る課題への対応について

#### ○趣旨

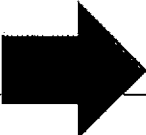
- ・ 特に大規模園における公定価格の設定や、事務負担の大きさが、新制度移行に当たっての課題として事業者や地方公共団体から指摘されていることも踏まえ、1号認定子ども\*に係る公定価格の設定を見直し、希望する園が新制度へ円滑に移行できるよう環境整備を行うとともに、移行した園における幼児教育の質の向上を図るため、下記の通り、現行の公定価格に係る水準の見直しを行う。

\*認定こども園の教育標準時間認定（1号）にも、水準の見直し、加算の創設あり。

#### ○措置の概要

1. チーム保育加配加算の加算上限を緩和

現行の算定上限		見直し後の算定上限	
利用定員※	算定上限数	利用定員※	算定上限数
～45人	1人	～45人	1人
46人～150人	2人	46人～150人	2人
151人～240人	3人	151人～240人	3人
241人～270人	3.5人	241人～270人	3.5人



271人～300人	4人	271人～300人	5人
301人～450人	5人	301人～450人	6人
451人～	6人	451人～	8人

※利用定員は3歳以上の合計

2. 大規模園において非常勤事務職員及び非常勤講師を新規に加配できる加算を設定
- ・新制度に係る事務に対応するため、特に事務負担が大きい大規模園に対して非常勤事務職員を1名加配する。→加算名称：**事務負担対応加配加算**
  - ・きめ細かな教育・保育の提供のため、大規模園に対して追加で1名の非常勤講師を加配する。→加算名称：**指導充実加配加算**

議事 (3) 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要について

※主な内容を抜粋。一部、全保協事務局注追加。

### 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

#### 1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（**仕事・子育て両立支援事業**）を創設する。

#### 2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。
- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から**1,000分の2.5以内**に引き上げる。

【拠出金の充当先（充当先は法定）】※拡充分に下線

- 児童手当 1,835 億円
- 地域子ども・子育て支援事業 709 億円
  - ・ 放課後児童クラブ
  - ・ 病児保育（**事業費、整備費**）
  - ・ 延長保育
- **仕事・子育て両立支援事業（新設）**
  - ・ **企業主導型保育事業（運営費、整備費）** ※最大5万人の保育の受け皿を整備
  - ・ **企業主導型ベビーシッター利用者支援事業**

#### ●企業主導型保育事業

- 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分整備する。

◎事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡充を支援する仕組みを創設する。

※運営費の補助単価については、子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定。

#### **本事業の特徴**

- ・設置に市区町村の関与なし ・柔軟な人員配置
- ・利用も直接契約 ・多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも
- ・地域枠設定も自由 可能
- ・複数企業の共同利用も自由 ・整備費・運営費を補助

## ◆保育所保育指針改定検討（乳児保育、3歳未満児の保育について）

### ～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第2回）報告～◆

1月7日、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第2回）〔委員長：汐見稔幸氏 白梅学園大学学長〕（厚生労働省）が開催され、「乳児保育、3歳未満児の保育」について、検討がされました。

本会村松幹子常任協議員（全国保育士会副会長）が委員として参画し、意見を述べました。当日の主な意見とあわせて報告します。

#### 【村松幹子委員】（全国保育協議会常任協議員／全国保育士会副会長）

- 養護があったうえで、子ども自身がどのように自分の力を育てていきたいのか、保育士にどのような助けを求めるのか、それを読み取った保育の中に教育がある。
- 保育所保育指針の中に、例えば、「乳児期における習慣形成のための教育」等の言葉が盛り込まれることにより、保育における教育はどのような役割を果たしているのかということが分かりやすくなると思う。教育に関する記述を丁寧にしていただきたい。
- 発達に関して、現行の保育所保育指針では、大きな括りで記述されている。保育所保育指針を保護者と共有しながら子育てをしていくのであれば、もう少し細かな書き込みがあってもいいのではないかと。現場の視点では、より丁寧な書き込みがされることを望む。
- また、保育所保育指針の中に、「愛着関係」や「自己肯定感」という言葉が盛り込まれることを希望する。「愛着関係」を築くことや、「自己肯定感」を育てることの意味や目的を盛り込むことにより、保育士にとって、保育の意図するところが分かりやすくなるのではないかと考える。
- 管理的な立場の者がリーダーシップを発揮し、その保育所の保育のめざすところを示すことができるかにより、保育の質が決まると考える。ぜひ保育士の役割と同様に、施設長の役割も明記していただきたい。
- こうしたことを盛り込み、保育の現場が納得できる保育所保育指針としていただき

たい。

#### 【他の委員の主な意見】

- 章のタイトルを含む指針の構造そのものの検討が必要ではないか。指針の冒頭に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条に示す「保育の内容」は、この指針に基づくものとする。この指針では、保育所保育（仮称）の内容と、これに関連する運営等について定める」などと定義してはどうか。
- 乳児・3 歳未満児の時期は、自己が形成され、他者との関わりを初めて持つなど心身の発達に重要時期であることを踏まえ、乳児・3 歳未満児の保育に関する章を起すべきではないか。
- 養護は教育の前提であり基礎となる。養護なくして教育は成立しない。「養護に関わるねらいおよび内容」は、現行の指針のように「教育に関わるねらいおよび内容」と並列に記載するよりも、「総則」に記載する方が、「養護」の意義と位置付け、5 領域との関係性が明確になるのではないか。
- 3 歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に提供されているが、その一体性が強いあまり、3 歳未満児の保育の教育的意義について十分な記載がない。工夫の余地が無いか。

「社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 2 回）」の様子が、テレビ東京系の「NEWS アンサー」で放送されました。ネットでも配信されています。下記 URL で御覧いただけます。

【テレビ東京】 [http://www.tv-tokyo.co.jp/mv/newsanswer/news/post\\_103907](http://www.tv-tokyo.co.jp/mv/newsanswer/news/post_103907)

当日資料は、以下の URL からご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000110009.html>

なお、次回（第 3 回）は、平成 28 年 2 月 16 日（火）に開催予定です。本ニュースにて報告予定です。